

慶應義塾大学全塾協議会規約

前文

慶應義塾大学全塾協議会は、本規約制定以前より、文化団体連盟、学術研究団体連盟、体育会、全国慶應学生会連盟、全塾ゼミナール委員会、四谷自治会、福利厚生機関の上部団体によって構成され、学生自治活動の代表者として、自治会費配分の業務を暫定的に代行し、全学部生の利益にかかわる活動を、その助言と承認によって向上・発展させてきた。これらの歴史的経緯から、全塾協議会は全塾生を団体する代表機関として発展してきた。そこで、当規約は、学生自治に関する業務を行なうにあたっての運営及び組織について定め、以て全塾協議会の公平公正な運営、全塾生のための福利厚生を増進を図らんとするものである。

第1章（総則）

第1条（定義）

本規約においては、以下の定義を用いる。

- 一 所属団体 本規約に定められる方法によって全塾協議会に加盟している団体。
- 二 上部団体 前号の内、本規約において定められる団体であり、全塾協議会において議決権を持つ団体。
- 三 代表者 委員長、主将、主幹その他各団体が定める長の地位にある者。

第2章（全塾協議会）

第1節（総則）

第2条（全塾協議会）

- ① 慶應義塾大学全塾協議会(以下「全塾協議会」という)は慶應義塾大学における塾生を代表する組織であり、慶應義塾大学における学生自治に関する最高意思決定機関である。
- ② 全塾協議会は、塾生代表がこれを代表する。
- ③ 全塾協議会、所属団体及びそれらに参加する者は、本規約及びその他全塾協議会によって定められる規則を遵守しなくてはならない。

第3条（構成）

全塾協議会は塾生代表、所属団体及び事務局によって構成される。

第4条（解散）

- ① 全塾協議会は、全塾協議会の議決により解散することができる。
- ② 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は解散しなければならない。
 - 一 全塾協議会の定例会及び臨時会が、緊急の事情なく6か月以上行われない場合。
 - 二 塾生代表が選出されなかった場合。
 - 三 全塾協議会の解散が塾生から発議され、それが可決された場合。

③前項3号の発議がなされた場合、全塾生を対象とした投票を行わなければならない。

ただし、定足数は全塾生の10分の1とし、過半数の賛成を以て可決する。

④前項の投票については、全塾協議会選挙規則を準用する。

第2節（所属団体）

第5条（活動の保障等）

①所属団体は常に全塾生のための福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される。

②所属団体は全塾協議会に対して登記義務を負う。

第6条（加盟及び除名）

① 全塾協議会への加盟及び除名の手続きは、議会の議決によらなくてはならない。

② 前項の規定に関わらず、全塾生の10分の1の署名を議長に提出することを以て、加盟及び除名を発議することができる。

③ 前項の場合において、議会で当該決議が否決された場合、第24条2項及び3項を準用することができる。

第7条（資格停止）

① 以下の各号に該当する場合、議会は議決によって所属団体たる資格を停止することができる。

一 代表者の選定方法が民主的ではない場合。

二 議会へ正当な理由なく欠席する場合。

三 その他自治活動の本旨に照らして不適切な行為を行っている場合。

四 本規約、その他全塾協議会が定める規約または法律に違反している場合。

② 前項の規定に関わらず、議員資格の停止について、第6条2項及び3項を準用する。

③ 1項の規定により議決資格を停止された場合、前条の事由が消滅した場合、議員資格を当然に回復する。

第8条（約款）

① 各団体は、約款、規約又は規則（以下「規約等」という。）を定め、これに基づいて運営を行わなければならない。

② 規約等を変更した場合、全塾協議会へ報告しなければならない。

第9条（代表者）

① 所属団体の代表者が交代する場合は議会の議決を要する。

② 前項の場合、前任者は新任者に伴い全塾協議会に出席し、新任者に業務の引き継ぎをしなければならない。

第10条（報告義務）

各団体の名称、代表者、規約等及びその他全塾協議会が定める事項を変更した場合は、速やかに全塾協議会へ報告しなければならない。

第3章（議会）

第1節（組織）

第11条（議会）

- ① 全塾協議会は議会を置く。
- ② 議会は全塾協議会の最高意思決定機関である。
- ③ 議会は、以下の上部団体の代表者によって構成する。
 - 一 文化団体連盟
 - 二 体育会
 - 三 全国慶應学生会連盟
 - 四 全塾ゼミナール委員会
 - 五 四谷自治会
 - 六 福利厚生機関
 - 七 芝学友会
- ④ 所属団体の資格を除名又は停止された場合、議会構成員たる資格も停止する。

第12条（代表者の代理）

- ① 議員は、止むを得ない場合を除き議会に出席しなければならない。
- ② 議員は、職務を行うについて止むを得ない事情がある場合、各団体の構成員に職務を代行させることができる。

第2節（議長）

第13条（議長）

議会は議長を置く。

第14条（議長の特則）

本規約の定めに基づき、または事故などにより議長がその職務を行えない時は、議長代行の選出を行わなくてはならない。ただし、議長代行は当該事由の消滅により当然失職する。

第15条（職務）

議長は議事進行に関する職務を行なう。

第16条（選出）

- ① 議長は議員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。
- ② 議長が定例会又は臨時会を欠席した時は、前項の規定に基づいて代行を指名し、職務を行なわせなくてはならない。ただし、議長代行の任期は議決した定例会又は臨時会のみとする。

第17条（任期）

議長の任期は選出の日より1年間以内とする。

第3節（定例会及び臨時会）

第18条（招集）

- ① 議会の招集は、塾生代表がこれを行う。ただし、塾生代表がこれを行えない場合は事務局長が招集することができる。
- ② 議会の招集は、少なくとも7日前までに、口頭、書面又は電子的な方法を用いて、これを全構成団体に通知しなくてはならない。

第19条（定例会）

塾生代表は、月に一度、定例会を招集しなければならない。

第20条（臨時会）

- ① 塾生代表は臨時会を招集する。
- ② 議員は、臨時会の招集を塾生代表に請求することができる。
- ③ 前項の請求があった場合、塾生代表は14日以内に臨時会を招集しなければならない。

第21条（議決）

- ① 議会の議決は、出席する議員の全会一致による。
- ② 議会の議決には、塾生代表の承認を要し、これを塾生代表が拒否する場合は議決は成立しない。
ただし、塾生代表が議案に対して特別な利害関係を持つ場合は塾生代表による拒否は認められない。
- ③ 議案に対して特別な利害関係を持つ議員は、その議案の協議及び議決に参加することができない。

第22条（緊急執行）

- ① 緊急の課題で議会の開催を待つことができないとき、各団体の責任において議決が必要な事案を執行することができる。ただし、塾生代表の事前の承認を必要とする。
- ② 前項の場合、塾生代表は、その執行の後初めに招集された議会において承認をえることを要する。
- ③ 前項の場合において、必要なときは、議会において議長は緊急執行をした団体に説明を求めることができる。

第23条（議事の提出）

- ① 議事の提出は、議長に対し、塾生代表、所属団体及び事務局がこれを行うことができる。ただし、事前に行わなければならない。
- ② 前項の規定に関わらず、緊急の議事の提出は、議長の許可を得て、前項に掲げる者が行うことができる。

第24条（塾生による発議）

- ① 前条の規定に関わらず、塾生は、全塾生の100分の1の署名を以て、議長に対して議事を提出することができる。ただし、本規約に特別な定めがある場合は、この限りでない。
- ② 前項の場合において、議会で当該議案が否決された場合、発議した塾生は、塾生によ

る投票を議長に請求することができる。

- ③ 前項の請求を受けた場合、全塾生を対象として投票を行わなくてはならない。この場合、有効投票数は全塾生の10分の1とし、過半数の賛成を以て可決とする。
- ④ 前項の投票の方法について、本条に定めるほかは、選挙規則に準ずる。

第25条（公開）

定例会及び臨時会は公開しなければならない。ただし、特別の理由が存するときは、上部団体の全会一致でこれを非公開とすることができる。

第26条（議会の成立）

定例会及び臨時会は、以下の出席を以て成立する。

- 一 塾生代表
- 二 上部団体代表者の3分の2以上
- 三 事務局長

第27条（議事録）

- ① 議会は、議事録を公開しなくてはならない。
- ② 議事録は、事務局員が作成する。
- ③ 議長は、議事録を真正なものと認める場合、議事録に署名しなくてはならない。
- ④ 前項の署名がなければ、議事録は成立しない。

第28条（諮問、参考人招致）

- ① 議長は、必要と認める場合、適切な機関に諮問をすることができる。
- ② 議長は、特に必要と認める場合、定例会又は臨時会に参考人を招致することができる。

第4章（塾生代表）

第1節（塾生代表）

第29条（塾生代表）

全塾協議会は、塾生代表を置く。

第30条（塾生代表の職務）

- ① 塾生代表は全塾協議会を代表し全塾生の利益のために以下各号の職務を行う。
 - 一 議会の決議案に対する承認、又は拒否。
 - 二 所属団体、特別委員会に属さない公認団体及び塾生の意見の集約
 - 三 予算配分の業務
 - 四 緊急執行に関する事前の承認
 - 五 所属団体の活動の監督、助言
 - 六 その他自治活動に必要と思われる業務
- ② 塾生代表は事務局に職務を委託することができる。ただし、前項1号及び4号は認められない。

第31条（塾生代表の他の職務の兼任の禁止）

塾生代表は所属団体を代表する役職を兼任してはならない。

第32条（選出）

- ① 塾生代表の選出は、全学部生の選挙を以てこれを行なう。
- ② 選挙の方法については別に選挙規則を以てこれを定める。

第33条（任期）

塾生代表の任期は選出の日より1年以内とし、選挙によって塾生代表が選出された場合、次の議会において失職する。ただし、なんらかの理由で後任の塾生代表が選任されない時、半年を限度として任期を延長する。

第34条（解任）

- ① 塾生代表の解任について、第7条1項を準用する。
- ② 前項の規定に関わらず、塾生代表の解任について、第6条2項及び3項を準用する。
- ③ 前1項及び2項の規定により塾生代表の解任が発議された場合には、当該塾生代表の職務は停止される。
- ④ 前項の塾生代表の解任が否決された場合には、当該塾生代表はその職務に復帰する。
- ⑤ 前2項により塾生代表が職務をとれない間に、議会の議決を要する緊急の事案があった場合、その議決は承認を要さない。ただし、事後に塾生代表の承認を得ることを要する。
- ⑥ 塾生代表が解任された場合、直ちに選挙を行わなければならない。

第5章（執行機関）

第1節（事務局）

第35条（事務局）

- ① 全塾協議会は、その執行機関として全塾協議会事務局をおく。
- ② 事務局の住所は東京都港区三田2丁目15番45号慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎学生団体ルーム内とする。
- ③ 事務局は、事務局長がこれを代表とする。

第36条（事務局の職務）

事務局は全塾協議会の執行機関として以下各号の職務を行なう。

- 一 監査に関する資料の作成。
- 二 議会の議決の執行。
- 三 議会の議事内容に関する、全学部生への広報、自治活動に関する啓発。
- 四 その他、塾生代表の職務の補佐。

第37条（構成）

- ① 事務局は事務局長及び事務局長によって承認された事務局員によって構成される。
- ② 事務局長は、事務局員に変動があった場合、全塾協議会に報告しなくてはならない。

第38条（事務局長及び事務局員の他の職務の兼任の禁止）

事務局長及び事務局員は塾生代表及び所属団体を代表する役職を兼任してはならない。

第39条（事務局長の選出）

事務局長は事務局員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。

第40条（細則）

- ① 事務局は規則を制定しなければならない。
- ② 規則の変更は議会の承認を得なければならない。

第2節（特別委員会）

第41条（特別委員会）

- ① 全塾協議会には、特別委員会を置くことができる。
- ② 詳細は、全塾協議会特別委員会規則に定める。

第42条（準用）

特別委員会には、第2章第2節の規定を準用する。

第43条（選挙管理委員会）

- ① 塾生代表選挙及びその他の職務を行うために、選挙管理委員会を設置しなければならない。
- ② その他詳細は選挙規則に定める。

第6章（会計）

第44条（会計年度）

全塾協議会の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第45条（収入）

全塾協議会の収入は自治会費及びその他の財源を以てこれに当てる。

第46条（配分）

全塾協議会の収入は議会の議決を経て所属団体、特別委員会及び事務局に配分される。ただし、所属団体たる資格が停止された場合、所属団体に配分された収入はすべて全塾協議会に返金する。

第47条（決算及び予算）

- ① 所属団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度決算を報告しなければならない。
- ② 所属団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度予算を提出しなければならない。
- ③ 詳細は、財務会計規則によってこれを定める。

第48条（監査）

- ① 所属団体、特別委員会及び事務局の前年度収支決算監査に関しては全塾協議会が行なう。
- ② 詳細は、監査規則を以てこれを定める。

第49条（公開）

全塾協議会の前年度収支決算は公開しなければならない。ただし、特別の理由が存するときは、上部団体の全会一致でこれを非公開とすることができる。

第7章（罰則）

第50条（罰則）

- ① 本規約その他全塾協議会の規約に反した場合、塾生代表、所属団体、事務局又はそれらの構成員に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。
- ② 前項の処分は塾生代表がこれを執行する。ただし、塾生代表が処分対象の場合、事務局長がこれを執行する。
- ③ 前二項の処分は、議会の議決を必要とする。
- ④ 本条の定める罰則を議決する場合、議長は処分審査会に諮問しなければならない。
- ⑤ 処分に関しては、処分規則にこれを定める。

第8章（細則及び規則等）

第51条（細則及び規則）

全塾協議会は所属団体及び塾生代表のいずれかの発議と議会の議決によって細則及び規則を定めることができる。

第9章（改正及び廃止）

第52条（改正）

全塾協議会は上部団体代表者及び塾生代表のいずれかの発議と議会の議決によって本規約を改正することができる。ただし、改正について第6条2項及び3項を準用する。

第53条（廃止）

本規約は全塾協議会が解散されたとき、直ちに廃止されその効力は当然に消滅する。